

国民国家黎明期（一九世紀前半）の兵営生活の一断面

——プロイセン軍志願兵 F・W・ハックレンダーの回想記から——

丸畠宏太

1 はじめに

本稿は、軍役を男子国民の必任義務とするプロイセンの新しい兵役制度が成立して間もない一九世紀前半期に焦点を当て、この時期にプロイセンで兵役に就いたフリードリヒ・ヴィルヘルム・ハックレンダー Freidrich Wilhelm Hackländer なる人物の軍隊時代の回想記^①を、当時の軍法や兵士服務規程といった法規範、さらには近年の軍隊と社会の歴史にかんする研究成果などと照らし合わせながら読み解くことにより、当時の普通の兵士の実態、換言すれば兵士の日常生活に迫ることを目標とする。

筆者は以前に、一八世紀の兵士像やその時代背景と比較しながら、兵役志願者や兵役忌避者の実像、さらには兵士の社会構成などを明らかにすることに、一九世紀前半期のドイツの兵士像とその実態に迫った^②。そして、軍隊が「戦争に備えての国民の学校」^③と位置付けられた近代プロイセンでさえ、兵役が国民の名誉ある義務という考えはこの時期にはまだ十分に定着していなかった反面、兵役の一般化が貫徹していな

かったプロイセン以外の邦国でも兵役をつうじての住民の規律化が徐々に進展していたことなど、近代移行期に特有の軍隊の複雑な実態解明を試みた。しかしながら、実際に兵士が軍隊の中で何を体験し、それをつうじていかに規律化されたのか、軍制改革で打ち出された新しい兵士像は現実の兵士の待遇にどの程度反映されたのか、軍隊と一般社会の関係の実態はどのようなものであったか、といった点については、ほとんど考察することができなかった。そこで本稿では、同時代人の兵役体験記を史料に用いることにより、こうした前稿の欠落点を補填して、国民国家黎明期の軍隊の実像を、兵士の視点から再構成することを目指す。

一八世紀の軍隊や兵士の実態については、スイス出身で七年戦争期のプロイセン軍で傭兵として軍隊生活を送ったウルリヒ・ブレイカーの自伝^④や、大学に学んだ教養層でありながら普通の兵士としてプロイセン軍に志願し、フランス革命戦争にも従軍したフリードリヒ・クリスティアン・ラウクハルトの自伝などをつうじて、その実態を窺い知ることができるし、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての帝政期については、ドイツ統一戦争経験者を中心に、普通の兵士として兵役を経験した人びと

の回想録が豊富に残されており、これらが当時の兵營生活や兵士のメンタリティを知る重要な手がかりを与えてくれる⁶⁾。しかしながら、少なくとも表面的には軍事上さしたる進展が見られなかった一九世紀前半期の兵士の世界については、その実態を伝える同時代の文献がほとんど存在しない。その意味でも、ここに登場するハックレンダーは同時代人として、絶対主義の軍隊から国民国家の軍隊への過渡期における軍隊のイメージとその実態を、いわば内側から伝える貴重な証言者と言うことができる⁷⁾。

なお、筆者は前稿においてもハックレンダーの回想記を一部で利用しており、本稿の記述と若干の重複があることをあらかじめ断っておく。

本論に入る前に、回想記の著者であるハックレンダーの素性と経歴について、ごく簡単に触れておこう⁷⁾。

ハックレンダーは一八一六年一月一日、当時プロイセン領であったアーヘン近郊のブルトシャイトに生まれた。早くに両親を亡くしたハックレンダーは親戚の伝で職を求め、エルバーフェルトの小間物商のもとで数年間徒弟奉公をした後、一六歳の時に志願してデュッセルドルフ駐屯のプロイセン第七砲兵旅団に入隊した。後に述べるように、彼は軍隊で一兵卒から将校への昇進が可能な経歴を歩もうとしたが、平和な時代が続く軍隊の規模がほとんど拡大しなかった当時の状況に加え、彼を引き立ててくれた上官がすぎつぎ退任しない転任したため、これ以上の昇進の見込みがほとんどなくなったことから、下士官に昇進したところ⁸⁾で退役した。その後、再び商人としての道を歩もうとしてうまくいかなかったハックレンダーは、ある友人の勧めに応じてヴェルテンベルク王国の首都シュトゥットガルトに移住した。ここで地元新聞に軍隊での体験を連載⁸⁾したことが、彼の人生の大きな転機となる。多くの読者を得て

一躍人気作家となったハックレンダーは、友人関係やパトロンにも恵まれることとなった。こうしてできあがった人脈のおかげで、彼はヴェルテンベルクの宮廷に職を得ることができ、一時期は皇太子の秘書も務めた。その間に彼は、『平時の兵士生活』の続編とも言える『衛兵所での不思議なできごと』⁹⁾や、特派員として一八四九年のプロイセン軍によるバーデン反政府軍鎮圧に同行した経験をもとにした『戦時下の兵士生活点描』¹⁰⁾など、軍隊を題材にした著作をつぎつぎに発表した。ハックレンダーは他にもさまざまな題材で小説を発表し、大衆人気作家としての地位を不動のものとしたが、なかでも「兵隊もの」と称しうる数々の作品は、兵役体験者であるハックレンダーならではの異彩を放つ作品群と言つてよからう。

2 兵士への憧れと軍隊への志願

ハックレンダーが祖国プロイセンで兵役に就いたのは一六歳の時であった。プロイセンは当時、兵員補充システムにおいて原則上兵役免除を認めない一般兵役義務を実施していたヨーロッパ唯一の国であったが、ハックレンダーは兵役適齢期の二〇歳を迎えて義務的に兵役に就いたのではなく、一六歳で自ら志願したのである。その理由を彼はつぎのように述べている。

「私にとって兵士は、古い騎士の伝統が生き続けている身分であった。彼らのうちには、中世の主君や武装した下僕が兼ね備えていた敢闘精神、それに澁刺とした生の活力を、なお見て取るこ
とができた」¹¹⁾。

小都市での徒弟奉公に退屈な日々を過ごしていたハックレンダーは、幼い日に読んだ本などから凜々しい騎士のイメージを膨らませ、それを当時の兵士と同一視していたようである。少年時代に直接見た二人の将校の姿はまさに生ける騎士道そのものであり、加えてそのころ読んだナポレオン戦役を描いた作品の影響もあって、若者はますます軍隊への憧れを募らせていった。そこでハックレンダーは、近隣の軍隊駐屯都市に暮らすかなり年齢の離れた従兄弟に相談に行つた。この従兄弟は退役中佐で、かつて歩兵連隊指揮官として戦闘——時期からして対仏解放戦争と思われる——を指揮した経験を有しており、このときに受けた傷がもとで昇進の道を断たれた人物である。この従兄弟にハックレンダーは、「商人への道を断念して祖国の守護者という高貴なる地位に就く」という希望を打ち明け、後見人として志願に必要な書類を書いてくれるよう懇願した¹³。

ところで、近代プロイセン＝ドイツで兵役志願制度とえば、おもに財産・教養市民層を対象とした一年志願兵制度が真っ先に思い起こされるであろう¹⁴。しかしながら、ハックレンダーはこの制度に妥当する条件を満たした若者ではない。当時の兵役志願のあり方については、一八一四年九月制定のプロイセン国防法では、第七条に定められた財産・教養層をおもな対象とする猟兵・狙撃兵部隊勤務（後の一年志願兵）の他に、兵役に必要とされる体力・体格の基準を満たしていれば、満一七歳になると本人の意思——すなわち志願——で兵役を前倒しすることができた（第九条）。だが、一六歳だったハックレンダーにはこれも当てはまらない。そこで、兵員補充のより具体的な方策を定めた兵役にかんする規定集を紐解いてみると、「将校への昇進可能な入隊」という制度に行き着く。

「青年男子が（将校への）昇進前提で王国近衛兵団に入営する際には、国王陛下の承認を必要とする。正規軍工兵隊への入営は、工兵技術部隊監察官が決定を下す。正規軍のその他の兵科では連隊指揮官ないし砲兵旅団長の決定に従うが、各兵科の上級命令権者はこの決定に留保を与えることができる」¹⁵。

以上のように、この入営方法では各部隊の指揮官に大幅な裁量の権限が与えられていることもあり、候補者の人間関係が大きな意味をもつた。すなわち、「当該指揮官は候補者と個人的に接触をもち、そこから得られた判断と、この候補者を以前から知っている信頼の置ける人物の評価とに従つて、当該候補者が豊かな実践的知識のほかに、十分な一般教養と社交性を有しているとの確信をもつことが必要不可欠」とされていたのである。この規定に沿えば、ハックレンダーがかつて将校だった従兄弟に後見人を依頼したのは当を得たことであつた。人間関係については、さらに当該候補者の両親の教育レヴェルや人間関係も考慮することが求められている。この点についても、亡き父親は地元ブルトシャイトの宗派混合学校の教師であつたから、ハックレンダーはこのハードルも越えていたことになる。また彼自身、この学校で学んだ後にギムナジウム第七学年を終えており、この地位への志願に必要な知的環境は整つていたと考えてよい¹⁶。

では、年齢についてはどうであろうか。この点について直接の規定はないが、士官候補生への昇進試験にかんするつぎの規定から間接的に読み取ることができる。

「国王陛下の承認により例外的に一七歳未満で入隊した若者につ

いては、一八歳になった時点から勤務年数を計算する。これらの若者にも士官候補生試験受験資格は認められ、(合格すれば)昇進可能であるが、辞令拝受は一七歳になるのを待たねばならない¹⁷⁾。

この文言に従えば、一七歳に満たなかったハックレンダーの入営も法令に基づかない特例だったわけではないことがわかる¹⁸⁾。おそらくは面接に当たった砲兵旅団長と後見人の従兄弟の尽力で、国王の認可を得ることができたものと推察される。

こうしてハックレンダーは身元保証人の従兄弟に付き添われ、集合場所に定められた宿屋でリクルートの責任者である砲兵旅団司令官V・T大佐の面接を受け、晴れて入営を決めたのである。

3 兵営と規律

入営初日、ハックレンダーは設営係将校から装備品を支給され、これから兵士としての日常を過ごす兵舎の居室に向かった。そこは起居を共にする兵士たちとの共同部屋¹⁹⁾兵舎で、彼以外の仲間は一人の下士官と一〇人の兵卒、これが兵士生活の最小単位のようなのである。日本の旧陸軍ならば内務班ということになるか¹⁹⁾。装備や軍服については、自弁で調達する必要のあった猟兵・狙撃兵部隊での一年志願兵と異なり、軍隊からの支給品でまかなわれた。ただし、装備品の多くは使い古しで、軍服のサイズは大き過ぎてハックレンダーの小柄な体には合わなかったようである²⁰⁾。新着の軍服を身に纏った凜々しい軍人の姿はそこにはない。ナポレオン戦争の後遺症が尾を引き、まだ軍隊に十分な予算がつかい込めなかった時期であったことも、その背景にはあっただろう。

まず、ハックレンダーとその仲間が兵舎で生活していたところに着目したい。その兵舎はもと修道院であったという²¹⁾。周知のように、ヨーロッパでは一七世紀から一八世紀への転換期以降、常備軍隊が本格的に形成・拡大をはじめたが、これに伴って兵士の宿営場所が深刻な問題として浮上した。そこで軍部は、軍隊駐屯地の分散や都市住民宅での兵士の宿営、さらには兵舎建設などの方策を打ち、この問題に対処した²²⁾。近代で軍隊の駐屯地と言えば一般社会と屏で仕切られた別空間とのイメージが強いが、ラルフ・プレーヴェによれば、駐屯都市における兵士の一一般市民宅での宿営は一九〇〇年前後まで続いたという²³⁾。この点から考えるならば、ハックレンダーが属していた砲兵旅団の駐屯地デュッセルドルフは、比較的早い時期から近代的駐屯都市の相貌を呈していたと言えるのである。ただし、バイエルンの兵営都市レーゲンスブルクにおける軍隊と地域社会の関係を分析したヴォルフガング・シュミットによれば、初期の兵営は修道院などの施設を利用していったという。これは、宿営に利用する市民宅が不足していた反面、予算面から独自の兵営建設が難しかったことにもよる²⁴⁾。ハックレンダーがもと修道院の兵舎にいた背景には、このような事情もあったのである。

ところで、一八世紀までのヨーロッパの常備軍と言えば、殴打や鞭打ちなどの体罰を伴う規律や過酷な刑罰に象徴される、市民社会とは異質の集団であり、兵士・下士官の個人としての名誉や尊厳はまったく言つてよいほど顧みられなかった。後にも述べるように、こうした兵士のあり方を根本から改めることが一九世紀初頭のプロイセンにおける軍制改革の基調をなしていた。それでは、本稿が考察の対象とする「改革後の軍隊」で、兵士の待遇改善とその背後にある新しい軍隊理念はどの程度行き届いていたのであろうか。

ハックレンダーが仲間とともに訓練を受けた上官に、L少尉という将校がいた。ハックレンダーにとって、彼は「軍人としてもひとりの人間としても、あらゆる点で尊敬に値する敬愛するべき人物」であった。彼は「任務は極めて厳格にこなすが公明正大で理性的な判断のできる人物」であり、「新兵には穏やかに接し、入念に訓練を施す」べきであることを理解していた。L少尉は新兵に対して忍耐強く教え諭すように接し、一度では教えを飲み込めない兵士にも居丈高に罵ることなく繰り返し教え、相手が悪意や強情から失敗を犯してはじめて処罰したという。²⁵ ここには、ハックレンダーが抱く軍隊指導者の理想像が垣間見える。それは、理性に則り部下を教え諭すという姿勢で、これは一九世紀初頭の軍事条章改変をめぐる議論にあらわれる「自ら考え行動する兵士」を前提とした育成原理であると言つてよい。²⁶

もつとも、実際にはこのような紳士の上官ばかりでなかったことは想像に難くない。むしろ将校の多くは、「幾多の犬ども」と罵るように呼びかけて兵士たちに恐怖心を抱かせた旅団司令官V・T大佐のように、粗野な人物だったであろう。²⁷ また、教養があつても短気な将校は、思いどおりに動かない兵士について罵り言葉を投げかけてしまう。しかし、教則本どおりに兵士を教育することなどできなくて当然と考えるハックレンダーは、このような将校に批判的である。²⁸

それでも、兵士への厳しい態度が言葉だけに終わっているうちはまだましである。訓練には時に鞭打ちの暴力を伴うこともあつた。とはいえ、直接鞭で打ちかかってくるわけではない。兵士にとっては「幸いにも、人道的な規定により体罰による虐待は厳禁」なので、将校も迂闊には兵士に手出しできないのである。そこで狡知に長けた将校は、「(兵士が乗る)馬が怠けて走らない」と言いながら馬の脇腹に強烈な鞭一発

をかませるふりをして、実際には騎乗の兵士に鞭を当てるなどしていたという。²⁹ ここには、個人としての名誉を尊重される兵士というテーマと、一八世紀以前から連綿と続く暴力をとまなう兵士への厳しい処遇の強引な辻褄合わせ、あるいは巧みな抜け道を見て取ることができる。

兵士への嫌がらせとさえ見える上官の厳格な態度もまた、軍隊にはつきものであつた。すでに登場した旅団司令官V・T大佐は、司令部をハックレンダーが勤務するデュッセルドルフに移した後、折を見ては駐屯地内を巡検し、兵舎をはじめとする関係諸施設の整理・整頓の行き届き具合、さらには兵士の服装や身だしなみを検閲して回つた。とりわけV・T大佐は服装の乱れに厳しかったようで、制服のボタンを留めずにだらしなく着ていること、白のベストを着用すること、首一杯にスカーフを巻き付けることの三点は、重禁固をもって処罰の対象とされた。しかし、現実にはもつと些細なことが恣意的に処罰の対象とされることも多く、馬具に目立たない程度のシミがあつただけで怒声が飛び、つぎに見えれば一日の拘禁と脅される始末であつた。³⁰

新兵が兵士としての属性を身につけて軍隊内で社会化されるうえで、直属の上官である下士官が果たした役割を忘れてはならない。ハックレンダーは入営後程なくして、彼の訓練を直接担当する下士官を紹介された。名前はフリードリヒ・ドーゼと言ひ、砲兵中隊最古参の下士官であつた。ドーゼはハックレンダーが「一人前の人間になる」ように、付きつきりで兵士のイロハを教え込んだ。彼の説明によれば、「気をつけStilgestanden」の号令が下れば、「(命令を下された者の)四肢には兵士の魂が注入され、躰のない放縦な輩は(ひとかどの)兵士となる」のであつた。そして、兵士は「服従Subordination」を命じられれば口をつぐみ、心の中ですら不平を垂れたり理屈をこねてはならず、唯一口にす

るのを許される言葉は「命令を zu befehlen」だけだというのである。こうして指導に当たると下士官は、あたかも「彫刻家」のように新兵の身体に兵士としての身の振る舞いや素養を刻み込んでいったのである。³²⁾

ここで注目したいのは、ハックレンダーが語る下士官ドーゼのマン・ツー・マン指導に暴力を臭わせる場面がほとんどないことである。確かにドーゼは、「義務兵役で徴集された兵士は少なくとも心身の四分の三は家畜、志願兵も半分は家畜」と言っているくらいであるから、新兵をひとかどの人間と思っていたわけでもなからう。しかしながら、後述するハックレンダーの営倉入りに心を痛めたり、落馬で入院した彼のもとを訪れて退役の挨拶をするなど、ドーゼは部下に対して家族的とも言えるような気遣いを見せているし、机上の学習時間にはかなり言葉尽くして指導に当たっている。しかも、古参兵であるドーゼが新兵であるハックレンダーに語りかける言葉は、敬称の「あなた Sie」である。³³⁾兵士に口答えを許さず、ひたすら「命令を」という態度で軍務に臨ませる姿勢に、盲目的服従を金科玉条とする価値意識が見て取れるものの、人間関係の構築と教育的指導をつうじて兵士から自発的服従心を引き出す傾向が広まりつつあったことは、ハックレンダーの体験からある程度推測がつく。ただしつぎの刑罰のところでは述べるように、これを当時の一般的風潮と言いつけるかどうかについては、なお慎重を要するところである。

4 禁固刑

兵士の待遇とその背景にある兵士観・軍隊観を如実に反映していたもののひとつに、刑罰のあり方がある。周知のように、一九世紀初頭のプ

ロイセンにおける軍制改革は単に軍隊の制度上・組織上の変革だけでなく、国制全般にわたる改革事業と結びついて国家における軍隊や兵士の地位の改変にまで及んだ。その大枠を兵士・下士官の服務規定のかたちで最初に表明したのが、一八〇八年に制定された新しい軍事条章である。新しい理念は、具体的には体罰の禁止や鞭打ちをはじめとする屈辱的刑罰の廃止というかたちであらわれた。兵士といえども理性と分別を兼ね備えた一個人として、人道的に扱われねばならなくなったからである。今後刑罰の中心は、家庭内蟄居処分から要塞拘禁に至るまで数段階に分けられた禁固刑となった。これは、刑罰がもはや見せしめではなく、受刑者に自発的な改心の機会を与えるという教育的なものに、その性格を変えたことを意味する。³⁴⁾

では、禁固刑の実態はどのようなものであったのだろうか。すでに述べたように、ハックレンダーの周囲では、秩序を維持し命令を遵守させるための威嚇として上官はしばしば拘禁を口にし、実際に営倉送りも少なくなかったようである。そこで、自身も営倉入りの羽目に陥ったハックレンダーの体験談に耳を傾け、当時の刑罰の実態を垣間見ることにしよう。

ある日曜日、ハックレンダーは「華やかに着飾って」一緒に街に繰り出さないと仲間と相談を持ちかけた。彼の言う「華やかに着飾る」とは、白のベストを見せるためにボタンを外して軍服の上着を羽織り、首一杯にスカーフを巻くことである。すでに述べたように、これはまさしくV・T大佐が厳しく禁じた身だしなみである。だが、若者が禁令を犯してまで自分流の身だしなみにこだわるのは世の常のようだ。彼らはその日の午後、それぞれの流儀に制服を着飾って——いづれも軍規違反ののだが——兵舎を後にした。ところが彼らは程なくして、よりによってV・T大佐と鉢合わせしてしまったのである。兵舎に連れ戻された彼ら

は、軍規違反の服装をした廉で二四時間の中禁固刑を言い渡された³⁷⁾。

かくして刑に服することとなったハックレンダーは、一日分の食料である二ポンドのパンを与えられ独房の営倉に入った。営倉には一フィート(約三〇・五センチ)四方の格子の付いた換気口があるだけで服の色が識別できないくらい暗く、調度品は板張りの寝台と部屋全体に張り渡された木板、それに水差しと手桶くらいであった。軽禁固刑では、寝床が藁布団となり温かい食事も供されたという。ただしこれが重禁固となると、藁布団はおろか板張り寝台さえない暗室に押し込まれ、床に横たわるしかなかった。これに加えて、重禁固用の営倉には壁と床に縁の角張った材木が打ち付けてある房がいくつもあり、これは再犯者で監視にも反抗的態度を示すような者が収容される程度で、その当時まで使われることはなかったという³⁸⁾。

ここで、ハックレンダーが語る刑罰の実態を当時の法規と重ね合わせてみよう。当時有効であった軍事条章によれば、禁固刑は軽禁固、中禁固、重禁固の三段階に分けられており、これとは別に要塞禁固刑があった。軽禁固には蟄居と独房拘禁の場合があり、食事を含む生活環境についての制裁的措置はなかった。中禁固は独房での拘禁で、最初の三日間の食料は水とパンに制限され、四日目から他の食糧も供給されるが喫煙などは禁止されるといふものであった。さらに重禁固になると、最初の三日間は水とパンしか与えられないばかりか、拘禁場所は暗室で寝具のたぐいはなく、床には木摺が打ち付けられるものとされた。これは、被拘禁者が横たわる際にも不快を覚えるようにするためであった³⁹⁾。

ハックレンダー自身の体験や彼が仲間から見聞きしたことは、どうやら軍事条章の規定とほぼ合致するようである。しかも、肉体的にも精神的にも被拘禁者にかなりのダメージを与えられと思われる木摺の独房での

重拘禁は、もうほとんど見られないというのであるから、軍事刑罰の「人道化」もそれなりには進展していたようである。では、拘禁体験はハックレンダーの身にどう刻まれたのであろうか。

ハックレンダーにとつて何よりつらかったのは、「一五分進むごとに鳴る時計の音を聞きながら、時の歩みが永遠に続くように思われ」るほどに、「途方もない退屈の中に身を置かれた」ことであった。営内の幅も「一方の端からもう一方の端まで二歩」という狭さだった。そんな時、営倉の外から漏れ聞こえてくる通りすがりの人びとの声や衛兵交代の際の号令は、時の経過を実感できる慰めであった。ところが夜の訪れとともにこうした声が完全に途切れると、営内の寒さと暗さも相俟って、その静けさはハックレンダーに耐えがたいほどの精神的苦痛を与えたのである。営倉内にはネズミも多数住み着いていたようであり——傷病兵上がりの看守は「ネズミの王様」との渾名が冠せられていた——、こうした住環境の劣悪さも若者にはさぞ応えたことであろう⁴⁰⁾。

ところが、ハックレンダーの営倉体験はこれだけではなかった。野外演習に出た彼は同じ志願兵仲間の三人と、兵士を当て込んだ居酒屋の屋台——件の屋台は旅団長であるV・T大佐の出店許可を得ていなかった——に出入りしたうえ、いたずらしようと、たまたま置かれていたV・T大佐の帽子とサーベルを勝手に持ち出すという挙に出たのである。現場を大佐に抑えられた四人組は、拘禁刑を予測してうなだれた。果たせるかな、彼らは軍法会議で三日間の中禁固刑を言い渡された。ところが、彼らは営倉入りに必ずしも意気消沈したわけでもなさそうである。営倉入り前から、彼らは合唱して意気を高揚させた。今度の拘禁場所は雑居房で、彼らは長靴と乗馬ズボンの隙間に酒と身の回り品を忍ばせて房内にこっそり持ち込んだ。そして、演習での疲労からむしろぐっすり

寝込み、起きていた時は雑談にふけていたという。⁽⁴¹⁾

今回の体験は、最初の拘禁時とかなり様子が異なる。二度目に伴う慣れもあつたであろう。しかし、独房での拘禁でなく仲間が一緒だったことは、ハックレンダーの悲壯感を和らげるうえで大きな意味を持ったに違いない(ただし、法令上は雑居房での禁固刑はないはずである)。また、馴染みの屋台の女店主がV・T大佐にハックレンダーらの赦免を乞うたり、中隊の仲間が彼らにさまざまなかたちで同情を示したこと——ハックレンダーはこれを、よき「団体精神 esprit de corps」のあらわれだとしている——も、精神的に大きな支えであつたと思われる。⁽⁴²⁾とはいえ、営倉入りにも懲りないくらい兵営生活に慣れたと言える程度に、拘禁刑が「耐えうるもの」だつたかどうかは疑わしい。ハックレンダー自身も、営倉での体験が心的トラウマになつてゐることを認めており、⁽⁴³⁾ふたたび営倉入りの可能性が出てきたときにはあらゆる手段を尽くしてそれを避けようとしたほどであるから、やはり禁固刑は兵士にとってかなり骨身に伝ふる刑罰であつたと言えよう。

では、ハックレンダーの語りに垣間見える兵士の待遇や処罰のあり方は、当時の軍隊でどの程度一般化できるのであるか。確かに、一九世紀初頭のプロイセン軍制改革では体罰禁止、兵士に対する教育的指導といった方針が打ち出され、それが制度に組み込まれた。しかしながらこの方針は、一九世紀前半期の時点では決して定着してゐたとは言いがたい。この時期のプロイセンを含むいくつかの邦国の軍隊を対象に、兵士の社会構造や彼らのメンタリティーなどを詳細に考察したザブリーナ・ミュラーによれば、一八四〇年代初頭まではプロイセンにおいてさえ兵士個人の名誉や人格は至る所で損なわれ、上官による殴打を伴う暴力的態度は日常茶飯事であつたという。また、営倉の住環境についても、そ

こで被拘禁者が人間としての名誉意識を失わないでいるには余りに劣悪であつたという。⁽⁴⁴⁾この見解も考え合わせてみるならば、集団で営倉入りした時はともかく、悲壯感漂うハックレンダーの最初の営倉体験談は禁固刑の厳しさをよく伝えているが、彼の記述にはまだ牧歌的なものが漂う感が否めない。部下に対する上官の接し方や態度も含め、実態はこれよりも厳しかつたように思われる。⁽⁴⁵⁾

5 兵士の余暇、地域社会、女性

兵士が都市や農村の住民宅に宿営するのが当たり前の時代には、兵士と地域住民が接するのは文字どおり日常のことであつた。時代が進み、兵士が兵舎生活を営む地域では軍隊空間が柵を隔てて地域社会から隔絶されるようになったが、それだからといって兵士が地域住民と接する機会が劇的に減少したわけでもない。両者の交わりは、兵士が非番で兵営を離れることが許される時間や、長期の演習で民家での宿営が必要となる場合など、やはりさまざまな場面で見られた。また、典型的な男社会の軍隊でも、さまざまなかたちで女性が軍人とのかわりをもつことがあつた。そこでつぎにハックレンダーの体験談から、非番時の兵士生活の一断面や、彼らと地域社会の交わりの実態について見てみよう。

兵士が拘束時間から解放されてまず訪れる先に、「軍隊カフェ」と命名された酒保があつた。この酒保の経営者はマダム・リンクセンといひ、火薬係下士官の妻であつた。周知のように、近代の兵役義務の軍隊では兵卒の兵役期間中の結婚が禁止されていたが、軍務が一〇年を越える場合もある下士官の場合には許されることもあつた。下士官の妻は、何らかのかたちで夫が勤務する部隊とかかわる仕事をする場合があつ

た。マダム・リンクセンもその一例であるが、よく見られたのは、彼女たちが衣類の洗濯など非妻帯者である兵士の身の回りの雑用を請け負って小銭を稼ぐケースであった。もつともこの時期では、妻帯の下士官も決して多かつたわけではない。ユタ・ノヴォサトコは、女性と子供がほぼ軍隊から排除されるのはやっと一九世紀初頭になってからのことで、近世の軍隊社会はその実態だけでなく法的にも多くの女性や子供を擁していたことを指摘しているが、その残滓は一九世紀前半期にはなお見られたというところであろうか。

「軍隊カフェ」が最初に賑わいを見せるのは、朝の教練が終わって午前一〇時から一時の間に砲兵中隊兵士が朝食に集まる時で、彼らは古参兵を中心に軍務や将校のこと、さらには軍馬のことなどについて、他愛もない雑談に興じては不平不満をぶちまけていた。なかには、気に入らない将校とつかみ合いの喧嘩をして平手打ちを食らわせたとか、居酒屋での乱暴狼藉を取り締まりに来た警備兵をやっつけたなど、法螺含みの自慢話にふける古参兵もいたが、一時に集合ラッパが鳴れば点呼に遅れまいと、皆身なりを正して一目散に持ち場に返るのであった。一見豪快な怖いもの知らずに見える兵士たちも、肝心なところでは軍隊の秩序にしっかりと組み込まれている様子が窺える。酒保は規律化された兵士の息抜きの場として、重要な役割を果たしていたようである。

飲食絡みで女性が登場するもうひとつの場面がある。それは、野外演習の際に将兵に食料品を供給するため隊伍を組んで演習最前線までやってくる女性たちで、売子の子の娘たちのほかここにも下士官の妻がかかわっていた。ハックレンダーは彼女たちの集団を従軍商人・食料調達部隊と呼び、あたかも軍隊を構成する一部隊であるかのように描いている。彼女たちの行動はかなり大胆で、籠を持って最前線で飲食物を売り

歩き、火酒さえ販売していたという。これとは別に、演習時の部隊駐屯地近くに飲食物販売の屋台を出す商人たちもいた。店を運営するのは町からやってきた女性で、これは兵士にとつて一服場所としても有り難い存在だったが、風紀上の問題もあつて指揮官のなかにはその存在を快く思わない者も少なくなかつた。ところが、下士官や将校にもお気に入り
の屋台があり、事情は単純ではなかつたようである。先に述べたハックレンダーらの屋台出入り問題で、屋台の女店主がV・T大佐に処罰軽減を願っていたが、これも大佐お気に入り
の女主人であつたことを念頭に置く必要がある。一九世紀前半期には、女性は軍隊で公式・非公式を問わず、まだまださまざまな役割を果たしていたことが窺える。なお、こうした屋台が慰安的な役割を果たしていたかどうかは興味深いところであるが、回想記からは読み取れない。

ところで先に、ハックレンダーが兵舎生活を営んでいたことに触れたが、彼の属する部隊も演習を兼ねた行軍で駐屯地を長期離れた時には、やはり地域の民家での宿営が普通であつた。一八世紀においては、常備軍の宿営手配は中隊長から出される構成員のリストに基づいて、都市の宿営局が行っていたが、ハックレンダーの属する中隊の宿営先探しと現場交渉には、まだ新米の彼自身も携わっていた。これは、一八世紀の常備軍が長期間駐屯するための宿営探しだったのに対して、ハックレンダーの属する砲兵中隊はあくまで行軍中の一時的な宿営先を探していたところから生じた違いであろう。

ある時の野外射撃演習では、下士官ドーゼが宿営交渉に当たつた。交渉先は農家で、玄関先に立つた農民夫婦の前にドーゼは好印象を与えようと努力した。興味深いのは、彼が説得に当たつてナシヨナリストイックな言辞を駆使したことである。ハックレンダーはその光景をつぎのよ

うに描写している。

「彼（ドローゼ）は軍務の大変さや祖国防衛という難儀な任務について語った。「その間に」私の耳に、愛国心とかプロイセンとかいう言葉がどれほど聞こえてきたことか。ついに彼はドイツの統一まで口にするほど大胆になり、最後にはおおよそつぎのようなことを言って話を締めくくった。たとえ「相手の兵士が」東プロイセン出身者であっても、ここライン川流域の住民は祖国守護者として彼を抱擁してあげなくてはいけない、と」。

こうした表現を駆使したドローゼの説得に、農夫は友好的な態度を示したが、夫人の方はそもそも愛国含みの話などほとんど理解できなかった様子である。もつともこの農夫も、兵士たちの交渉に難色を示す妻に対して、「お前はいい加減このご主人たちが言っていることがわからないのか。この方々は私たちのところでおいしく飲食をしたいのだ」とたしなめていくくらいであるから、愛国的言辞を理解したわけでも、ましてやそれに感銘を受けたわけでもなさそうである。当時の一般民衆——ここでは農民——の国民意識の程度が窺われる場面である。⁵³

兵士にとつて非番時の外出は、厳しい軍務を忘れることのできる束の間のひとときであった。とくに部隊が演習地に駐屯している時には民家への宿営ということもあり、兵士が地域住民と交わる機会は広がった。ある日、ハックレンダーは宿営先の家庭で振る舞われたワインを友人とこたま飲んで、誘われるままに仲間四人と夜の散策に繰り出した。彼らはこの日も帰営ラッパが鳴るまでの間、いつものように路地で大声で歌ったり窓を壊したりと、悪行の限りを尽くしながら街を闊歩した。彼

らの一番の楽しみ方は、街でもつとも立派そうな家を見つけると、その家の戸がまだ閉められていなければ皆で堂々と押し入り、訪問客のふりをして家の階段を威勢よく最上階まで登っては降りる、というものだった。だが、この駐屯地でのいたずらはいつともは勝手が違っていた。デュッセルドルフのような大都市の場合とは異なり、この小規模な町では部隊将校たちの監視の目が行き届き、彼らはすぐに発見されてしまうのである。⁵⁴

これ以上の事件の顛末を述べるゆとりはないが——ハックレンダーが屋敷の令嬢の機転でうまくかくまわれたことだけは述べておこう——、ここで注目しておきたいのは、兵士が時には地域社会で傍若無人とも言える行為に走っていたという事実である。軍隊駐屯地で兵士と地域住民の間に軋轢が生じることは、一九世紀以前からよく見られることであり、一般社会が軍隊にネガティブなイメージを抱く原因のひとつもここにあった。一九世紀に入っても、些細なことがきっかけで兵士が都市住民、とくに下層労働者らと暴力沙汰を引き起こす事件は各地で見られた。たとえばこの時期に港湾都市として急速に発展を遂げたバーデン大公国の都市マンハイムでは、一八四〇年代に市内で軍隊絡みの騷擾事件が頻発していたという。⁵⁵

駐屯都市にしばしば見られたこうした暴力沙汰は、軍隊およびその構成員である兵士が市民社会とは異質の集団であり、それと対立関係にあるネガティブな存在であることの証左であるように思われがちである。だがプレーヴェによれば、少なくとも一九世紀については駐屯軍と都市住民のポジティブな関係の方が勝っていたという。⁵⁶確かに、ハックレンダーが語るような兵士の横暴な振る舞いが地域住民に与えた悪印象は想像に難くないが、他方で、宿営交渉で農夫が示した友好的態度や、散策

中のハックレンダーが他人の庭園に無断で侵入した際にも、その主人がむしろ歓待してくれたことからは、地域との良好な関係が垣間見られる。また、近隣住民が物見遊山で野外演習を見るために集まるところにも、軍隊が地域の日常の一部をなしていた様子が見て取れる。もとより邦国や地域ごとの違いはつねに念頭に置く必要があるが、ハックレンダーの証言からも、当時の軍隊が地域住民にとって決して忌み嫌うべき存在ではなかったことが窺える。

6 おわりに

かつて自身が思い描いていた軍隊像と現実の軍隊生活のギャップを、ハックレンダーはつぎのように述べている。

「私が入隊時に抱いていたロマンティックな考えは、もはやあまり頭に残っていないかった。私が軍隊で学んだこと、それは、今日の軍隊はひとつの組織体であり、そこで求められる人材とは余計な口を開かず、サーベルの束を清潔に仕上げ、革具をきちんと磨いておくことのできる、という者であった。以前の私は、軍隊といえは高貴なる心や勇敢さ、それに気高さといったものを純粹に思い描いていたのだが、おそらくこうした徳性はすべて平時には兵室内にしまっておくもので、持ち出すのは戦時だけなのである」。

ハックレンダーが兵役に就いたのは一八三三年から三五年までの二年間であり、一八一五年に対仏解放戦争が終息してからすでに二〇年近くが経過している。プロイセンはその間に本格的な戦役から遠ざかってい

た。そんな時期の兵士生活では、華々しい騎士道からかけ離れたルーティーン・ワークを完璧にこなすことにこそ、価値があったというわけである。その意味で、ハックレンダーにとって軍隊生活は期待外れであり、唯一彼が騎士道のロマンティズムに浸ることができるのは、演習で馬を操る時くらいであった。

プロイセンで一般兵役義務の枠組みを築いた一九世紀初頭の軍制改革者たちは、この制度を大量かつ安定的な兵員補充の手段と考えただけでなく、国家住民に国民意識を植え付ける教育の場としての役割も念頭に置いていた。しかしながら、本稿の主役であるハックレンダーと彼の語る体験談に、ナシヨナリスティックな雰囲気はほとんど感じられない。下士官ドーゼが語る愛国含みの話にしても、ハックレンダーは「一部の言葉が理解できるだけ」と、むしろそれを揶揄している感さえある。兵役義務をつうじての国民形成という近代国民国家の軍隊イメージはまだほど遠い。

他方、兵士に対する訓育や処罰のあり方などに目を向けると、少なくともハックレンダーの叙述からは、近世常備軍のような人格を無視した厳しい処遇やならず者の兵士のイメージは浮かんてこない。上官との関係についても、厳しさと時には理不尽さが伴うことがあるとはいえ、恐怖心と過酷な規律に根差した関係だけではなかったことが、彼の叙述からは伝わってくる。ミュラーは、一八四八年革命でほとんどの軍隊が軍規崩壊に陥らなかつた大きな理由として、将校が兵卒との緊密な関係を構築してきたことにより、兵士の側からの恭順を引き出す「内面指導」に成功した点を力説しているが、ハックレンダーと上官の関係には、こうした信頼関係が構築されつつあったことを実感させるものがある。

ウーテ・フレイフェルトは、対仏解放戦争が終了してから一八六〇年
前後の陸相ローンによる軍制改革までの、軍事史上少なくとも表面的に
はさしたる変化もなかった時期に、一般兵役義務の定着をつうじて軍事
的なものが市民社会に根を張ったとして、これを「内からの国民形成」
と呼んだ⁽²⁾。筆者は以上述べたことから、この時期に軍隊で兵士の国民意
識が養われたとまでは言えないと考えるが、前近代の余韻を残しながら
も近代国民軍隊発展の素地が着実に築かれたとする立場には基本的に賛
成である⁽³⁾。ハックレンダーの兵役体験談からは、そうした過渡期の軍隊
の実像をさまざまな面から窺うことができるのである。

もとよりハックレンダーの回想記に軍隊に対する批判的視点はほとん
どないし、描かれる情景が余りに牧歌的であることも否めない。それゆ
え、当時の軍隊の実態として彼の描く軍隊像をどれだけ一般化できるか
は、さらに多くの実証研究をつうじて当時の兵営生活のさまざまな側面
を照射し検証するしかあるまい。ただし、彼の回想記がわずか三年ほど
の間に四版を重ね、彼の他の軍隊もの作品も含めてその後もよく読まれ
たことは、銘記する必要がある。こうした作品がよく読まれることに
よって、民衆の間に軍隊のポジティブなイメージが形成され、間接的に
は軍隊が市民社会に近い存在となっていた面も否定できないからであ
る。

【付記】

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(B)(課題番
号二六二八四〇八九、一五H〇三二五九)による成果の一部である。

注

- (1) Friedrich Wilhelm Haackländer, *Das Soldatenleben im Frieden*, Stuttgart 1844 (4. Aufl.). 初版の刊行は一八四一年である。
- (2) 丸島宏太「一九世紀ドイツの兵士——近代移行期における兵士のイ
メージと実態」『軍事史学』第五〇巻第一号、四—二三頁。
- (3) Gesetz über die Verpflichtung zum Kriegsdienste vom 3. September 1814,
in: Eugen von Frauenholz (Hg.), *Das Heerwesen des XIX. Jahrhunderts.
Entwicklungsgeschichte des deutschen Heerwesens*. Bd. 5, München 1941, S.
182.
- (4) ウルリヒ・ブレイカー『スイス傭兵ブレイカーの自伝』阪口修平・鈴
木直志訳、刀水書房、二〇〇〇年。原著の初版は一七八九年。
- (5) フリードリヒ・クリスティアン・ラウクハルト『ゲーテ時代のひ
とつの断面——自伝「人生の有為転変」』上西川原章訳、三修社、
一九九四年。原著の初版は一七九二年。
- (6) 帝政期の軍隊経験を直接・間接に語る回想記のたぐいは枚挙にいとま
がない。ここでは、軍隊体験のさまざまな場面を同時代文献・史料で
まとめた以下の史料集だけを挙げておく。 Bernd Ulrich / Jakob Vogel /
Benjamin Ziemann (Hg.), *Untertan in Uniform. Militär und Militarismus im
Kaisertum 1871-1914. Quellen und Dokumente*, Frankfurt/M., 2001. 以下の
文献も参照せよ。 Thomas Rohkämmer, *Militarismus der „kleinen Leute“.
Die Kriegervereine im Deutschen Kaiserreich 1871-1914*, München 1990, S.
103-174.
- (7) ハックレンダーの経歴は以下の文献とサイトに基づいている。
Friedrich Wilhelm Haackländer, *Das Soldatenleben im Frieden*. Mit dem
Bildnis des Verfassers und einem biographischen Vorwort von Dr. O.

- Damm, Leipzig 1908, S. 1f. (Einführung von Dr. O. Damm); <http://www.fv-hacklaender.de/php/hack-person.php>; https://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich_Wilhelm_Hackl%C3%A4nder.
- (8) この回想記は最初、シュトゥットガルトのコツタ書店が発行していた新聞『朝刊新報 Morgenblatt』紙に「平時の兵士生活点描 Bilder aus dem Soldatenleben im Frieden」のタイトルで一八四〇年に掲載された。
- (9) Friedrich Wilhelm Hackländer, *Wachstumbeneuer*, 3 Bde., Stuttgart 1845-53.
- (10) Friedrich Wilhelm Hackländer, *Bilder aus dem Soldatenleben im Kriege*, Stuttgart 1849.
- (11) Hackländer, S. 3.
- (12) ハックレンダーはレルスタップ Rellstab の『一八一二年』を読んだ *「Ludwig Rellstab, 1812. Ein historischer Roman. 4 Bde., Leipzig 1834.*
- (13) Hackländer, S. 5.
- (14) 帝政期ドイツの一年志願兵制度については、とりあえず以下を参照せよ。Ute Frevert, *Die kasernierte Nation. Militärdienst und Zivilgesellschaft in Deutschland*, München 2001, S. 207-228. 望田幸男『軍服を着る市民たち——ドイツ軍国主義の社会史』有斐閣、一九八三年、一四五—一六一頁。
- (15) *Die Heeres-Ergänzung im Frieden. Eine Sammlung der über die Verpflichtung zum Kriegsdienste, über die jährlichen Ersatz-Aushebungen, über den freiwilligen Eintritt in den Militärdienst, über das Fortdienen der Soldaten und über die Entlassung von den Fahnen des stehenden Heeres bestehenden offiziellen Vorschriften*. Zusammengestellt von W. Dittmar, Magdeburg 1843.
- S. 210. (以下、*Die Heeres-Ergänzung* と略す。)
- (16) Hackländer, S. 6.
- (17) *Die Heeres-Ergänzung*, S. 2. 13.
- (18) 既発表の拙稿では、この点の調査が不十分であった。丸島「一九世紀ドイツの兵士」、一五頁。
- (19) 因みに、日本の帝国陸軍の内務班は一〇数名から二〇名前後の下士官、兵卒から成り立っていた。一ノ瀬俊也『皇軍兵士の日常生活』講談社、二〇〇九年、五〇頁。藤田昌雄『写真で見える日本陸軍兵営の生活』潮書房光人社、二〇一一年、三七頁。
- (20) Hackländer, S. 10. ニュラーは一九世紀中葉のヴェルテンベルクの軍隊を例に、当時の兵士が使い古しの軍服を着用し、それがつぎの新兵へと着回されていたことを指摘している。Sabrina Müller, *Soldaten in der deutschen Revolution von 1848/49*, Paderborn u.a. 1999, S. 155.
- (21) Hackländer, S. 27.
- (22) プロイセンでは一八世紀をとうじて兵舎はほとんど存在しなかった。阪口修平「常備軍の世界——一七・八世紀のドイツを中心に」阪口修平・丸島宏太編著『軍隊（近代ヨーロッパの探求⑫）』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、八六頁。
- (23) ラルフ・ブレイヴェ『一九世紀ドイツの軍隊・国家・社会』阪口修平・丸島宏太・鈴木直志訳、創元社、二〇一〇年、一七三頁。
- (24) Wolfgang Schmidt, *Eine Stadt und ihr Militär. Regensburg als Bayerische Garnisonsstadt im 19. und frühen 20. Jahrhundert*, Regensburg 1993, S. 73ff.
- (25) Hackländer, S. 24f.
- (26) 丸島宏太「プロイセン軍制改革と国軍形成への道——一般兵役制と民兵制導入の諸前提をめぐって」(一)『法学論叢』一一一卷五号、

一九八七年、四六頁。

- (27) Hackländer, S. 6f.
- (28) Hackländer, S. 24f.
- (29) Hackländer, S. 25f.
- (30) Hackländer, S. 26ff.
- (31) プロイセンでは、二年ないし三年の義務兵役を終えた者が下士官昇進を目指して兵役期間を延長すると、給与もそれなりに上昇した。確かに、彼らが受け取る程度の給与では慎ましやかな生活を強いられたものの、下士官となれば安定した地位が保証され、一二年以上を勤め上げれば退役後に文官として職に就く道も確保されていた。このようにたたくき上げの現場の職業軍人であった彼らは、下士官として部下を直接指導する立場になると、安定した地位を背景に兵士の内面的教化に重要な役割を果たしたのである。Müller, *aaO*, S. 159, S. 177; Ulrich Bröckling, *Disziplin. Soziologie und Geschichte militärischer Gehorsamsproduktion*, München 1997, S. 138. なお、退役下士官の文官任用制度については、以下の拙稿を参照せよ。丸島宏太「退役下士官の文官任用制度とその機能」望田幸男編『近代ドイツⅡ資格社会の展開』名古屋大学出版会、二〇〇三年、七六―一〇七頁。ここに登場するドーゼはまさに文官任用制度の恩恵に与って、退役後に鉄道の車掌の仕事に就くことができた。Hackländer, S. 160, S. 178.
- (32) Hackländer, S. 12ff.
- (33) Hackländer, S. 93.
- (34) Hackländer, S. 160ff.
- (35) 上官が兵士を「あなた」と呼びかけることは、鞭打ち刑の廃止と並んで、軍隊の規律を支える基盤が過酷な刑罰体系から内面指導へと転換することを示す、重要な指標であった。Müller, *aaO*, S. 164ff.
- (36) 丸島「プロイセン軍制改革と国軍形成への道」(一) 四五―四六頁。
- (37) Hackländer, S. 31f.
- (38) Hackländer, S. 33f.
- (39) Krieges-Artikel für die Unter-Officiere und gemeinen Soldaten vom 3. August 1808, in: Frauenholz, *aaO*, S. 111.
- (40) Hackländer, S. 34ff.
- (41) Hackländer, S. 84ff.
- (42) Hackländer, S. 85f.
- (43) Hackländer, S. 95.
- (44) Hackländer, S. 171ff.
- (45) Müller, *aaO*, S. 166f. プロイセンでは革命の最中、一八四八年一〇月一日付の法令で鞭打ち・殴打刑廃止が改めて打ち出されている。このことから、一九世紀初頭の軍事条章の改変だけで体罰刑の廃止が完全に実現したわけではないことが窺われる。Müller, *aaO*, S. 165 (Ann. 247).
- (46) バーデン軍では禁固刑をさらに過酷なものとするために、右腕と左足をくくって縛り上げる「湾曲縛りKrummschellen」が追加として課せられることも少なくなかったという。Müller, *aaO*, S. 166. プロイセン軍の刑罰がこれほど過酷ではなかったとしても、ハックレンダーの体験よりは厳しさを伴うものであったと考えるべきであろう。
- (47) Frevert, *aaO*, S. 110.
- (48) 例えば、ここに登場する下士官ドーゼにも妻はいないようである。この時期、兵役期間が長かった(六年)ことをはじめ、古い軍隊の体質をプロイセン以上に色濃く残していたバーデンのひとつの連隊を例に

- 取るならば、各中隊所属の二〇人前後の下士官のうち結婚していたのは二三人くらいがせいじょうであった。Musier=Rolle des Grobherzoglich Badischen Infanterie Regiments von Freydorf Nr.IV, vom 1. Mai 1846 bis 30. April 1847.
- (49) Jutta Nowosadtko, Stehendes Heer und weibliche Bevölkerung im 18. Jahrhundert, in: Karen Hagemann / Ralf Pröve(Hg.), *Landsknechte, Soldatenfrauen und Nationalkrieger. Militär, Krieg und Geschlechterordnung im historischen Wandel*, Frankfurt/M. 1998, S. 297.
- (50) Hackländer, S. 16f.
- (51) Hackländer, S. 72ff., S. 80ff.
- (52) 阪口、前掲論文、八六頁。
- (53) Hackländer, S. 68f.
- (54) Hackländer, S. 48ff.
- (55) 丸島宏太「三月前期西南ドイツにおける軍隊と市民社会——一八四六年マンハイム市の軍隊騷擾事件をめぐる」『西洋史学』第一八一号、一九九六年、三五・四八頁。Rainer Wirtz, *Widersetzlichkeiten, Excesse, Crawalle, Tumulte und Skandale. Soziale Bewegung und gewaltthafter sozialer Protest in Baden 1815-1848*, Frankfurt/M. u.a. 1981, S. 153ff, S. 247f.
- (56) プレーウエ、前掲書、一七二-一七三頁。
- (57) Hackländer, S. 97ff.
- (58) Hackländer, S. 142.
- (59) Hackländer, S. 26.
- (60) Hackländer, S. 66.
- (61) Müller, *a.a.O.*, S. 317.
- (62) Ute Frevert, Das jakobinische Modell. Allgemeine Wehrpflicht und Nationsbildung in Preußen-Deutschland, in: Dies. (Hg.), *Militär und Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart 1997, S. 18.
- (63) フレーフェルトの見解の批判的検討については以下の拙稿を参照せよ。丸島宏太「ドイツ陸軍——ドイツにおける「武装せる国民」の形成」三宅正樹・石津朋之・新谷卓・中島浩貴編著『ドイツ史と戦争——「軍事史」と「戦争史」』彩流社、二〇一一年、二〇八-二二二頁。(まるはた ひると・敬和学園大学教授)

